

政統発 0117 第 5 号
令和 6 年 1 月 17 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公印省略)

2024 (令和 6) 年国民生活基礎調査への協力について (依頼)

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では昭和 61 年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査 (以下「調査」とします。) を実施しており、本年も総務大臣に承認された調査計画に基づき、2024 (令和 6) 年調査を 6 月 6 日及び 7 月 11 日の両日に実施いたします。

調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の 4 月中旬、また実際の調査のために 6 月 6 日及び 7 月 11 日の前後 1 ~ 2 週間程度の間調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性等を説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様の御理解はもとより、関係各位の御協力が不可欠です。

つきましては、本調査の実施に関する記事を貴会会員の皆様が発行する広報誌等へ掲載していただくことなどについての御周知方、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要に関する書類を添付いたしますので、貴会会員の皆様への周知等に御活用ください。

後日、貴会への広報用の版下を送付させていただきます。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省政策統括官付参事官付
世帯統計室 国民生活基礎統計第一係
TEL : 03 (5253) 1111 (内線 : 7587)

2024（令和 6）年国民生活基礎調査の概要

（１）調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としています。

（２）調査の沿革と構成

国民生活基礎調査は、厚生行政基礎調査（1953（昭和 28）年から毎年実施）、国民健康調査（同左）、国民生活実態調査（1962（昭和 37）年から毎年実施）、保健衛生基礎調査（1963（昭和 38）年から毎年実施）の 4 調査を 1986（昭和 61）年に発展的に統合し、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査とされ、更に、2009（平成 21）年 4 月から現行の統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、「基幹統計調査」とされています。

この調査は、1986（昭和 61）年を初回として 3 年ごとに大規模な調査を実施し、世帯の状況を総合的に、また、地域別に観察することとしています。一方、中間の各年には、世帯の基本的事項について簡易な調査を行うこととしています。

2024（令和 6）年調査は、1986（昭和 61）年から数えて 38 回目の調査となり、世帯票及び所得票の簡易な調査を行います。

（３）調査の対象

世帯票の調査は、令和 2 年国勢調査区から層化無作為抽出した 1,106 地区内のすべての世帯（約 5 万 5 千世帯）及び世帯員（約 13 万 2 千人）について行います。

所得票の調査は、前記の 1,106 地区に設定された単位区から層化無作為抽出した 500 単位区内のすべての世帯（約 1 万 3 千世帯）及び世帯員（約 3 万人）について行います。

【参考】 「単位区」とは、推計精度の向上、後続調査の調査員の方々の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を 30 世帯以下になるよう地理的に分割したもので、その分割事務は、本調査に先立つ準備調査（4 月 22 日～）の中で行っていただきます。

（４）調査の実施日

- ① 準備調査は、4 月 22 日（月）以降、所要の期間内に行います。
- ② 世帯票の調査は、6 月 6 日（木）を調査日として行います。
- ③ 所得票の調査は、7 月 11 日（木）を調査日として行います。

（５）調査の事項

① 世帯票

世帯に関する事項 : 世帯員数等、5 月中の家計支出総額

世帯員に関する事項 : 最多所得者、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者（夫又は妻）の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の受給状況、教育※、公的年金の加入状況※、5 月中の仕事の状況※、勤めか自営かの別※、勤め先での呼称※（※印は 15 歳以上の者のみ）

② 所得票

性、出生年月、所得の種類別金額、課税等の状況別金額、企業年金・個人年金等の掛金、仕送り金額、生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

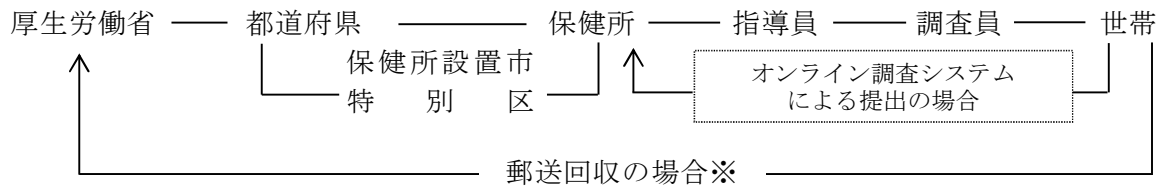
(6) 調査の方法

調査員があらかじめ配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する方法又は世帯の方が政府統計共同利用システムのオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)にアクセスして回答する方法により実施します。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封回収とします。

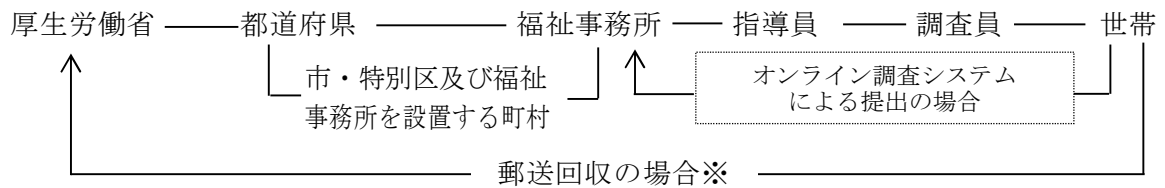
ただし、調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難(パソコンがない等)な世帯については、郵送回収とします。

(7) 調査の系統

①世帯票



②所得票



※ 調査員が3回程度訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、調査員による回収又はオンライン調査システムによる回答が困難な世帯については、郵送回収とする。

(8) 集計及び結果の公表

厚生労働省において集計を行い、その結果は、2024(令和6)年国民生活基礎調査概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載します。その後、調査結果報告書を刊行します。

保健所から

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

2024 (令和6) 年国民生活基礎調査の実施について

このたび、皆さまが管理居住されている建物にお住まいの世帯に、「2024(令和6)年国民生活基礎調査」を実施することになりました。

4月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。

調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

この調査は「統計法」に基づいて実施する国の重要な調査です。

この調査は、国勢調査などと同様に、「統計法」に基づく基幹統計調査として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つです。厚生労働省が都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて、1986(昭和61)年から実施しており、今年是全国で約5万5千世帯が調査の対象となっています。

調査を円滑に行うため、統計法(平成19年法律第53号)第30条(協力の要請)に基づいて、地方公務員である調査員の建物内への立入り等についてマンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまにご協力をお願いします。

調査の対象となった世帯には、統計法第13条により調査への報告義務が課せられており、これを拒んだ場合には、第61条により罰則も定められています。

また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、第60条により妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。

(裏面もご参照ください)

▼ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします

国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

受付時間：4月22日～調査期間中 午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

▶ 参考 1 2024(令和6)年国民生活基礎調査の調査日程

調査の 日程

調査員が、
直接各世帯を
訪問します。

① 4月22日頃～

- ・調査員が、管理員等の皆様にご挨拶に伺います。
- ・「調査の実施についてのお知らせ」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

② 4月下旬

- 「調査票の配付予定とご準備のお願い」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。

③ 6月6日の前後1～2週間程度の間

- 「調査票【世帯票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

④ 7月11日の前後1～2週間程度の間

- 「調査票【所得票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の【世帯票】調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④【所得票】の調査を実施します。

▶ 参考 2 「統計法」(抄)(平成19年法律第53号)

(基幹統計調査の承認)

第9条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

(報告義務)

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(協力の要請)

第30条 行政機関の長は、(中略)基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(罰則)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第13条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(後略)

調査員から

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

2024 (令和6) 年国民生活基礎調査のお知らせ

厚生労働省では、「2024(令和6)年国民生活基礎調査」を都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて実施します。調査員証を携帯した調査員が、下記の日程で建物にお住まいの世帯にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査の 日程

調査員が、
直接各世帯を
訪問します。

① 4月22日頃～

↓
「調査の実施についてのお知らせ」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

② 4月下旬

↓
「調査票の配付予定とご準備のお願い」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。

③ 6月6日の前後1～2週間程度の間

↓
「調査票【世帯票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

④ 7月11日の前後1～2週間程度の間

↓
「調査票【所得票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の【世帯票】調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④【所得票】の調査を実施します。

FAQ (よくあるご質問)

Q1 どのような調査ですか？

- ◆国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として1986(昭和61)年以来実施しており、今回は38回目に当たります。
- ◆統計法(平成19年法律第53号)に基づいて行われる基幹統計調査であり、調査対象世帯には統計法に基づき、報告義務(拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと)が課せられています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。
- ◆令和2年の国勢調査区から1,106地区(約5万5千世帯)を抽出して、地区内の全世帯について「世帯票」を調査します。(6月6日調査日)
また、この1,106地区を約2,000単位区に分割し、そのうちの500単位区(約1万3千世帯)を抽出して、単位区内の全世帯について「所得票」を調査します。(7月11日調査日)

Q2 調査員はどのような人ですか？

- ◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

Q3 管理員はどのような協力をすればいいですか？

- ◆マンション・アパート等の厳重なセキュリティ等により、調査員が建物内に入ることが困難で、調査を円滑に行えない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

連絡先

調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

受付時間：4月22日～調査期間中 午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)